

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	自動車賃貸借（滋賀400 ち 1537）
委託業務場所	大津市御陵町3番1号（市庁舎駐車場内）
概要	平成25年度に実施した入札結果に基づき締結した自動車賃貸借の契約期間が終了した日の翌日を始期とし、同じ車両を更に5年間賃貸借する契約を締結した。今回、更に2年間賃貸借する契約を締結したもの。
契約期間	令和5年12月2日から令和7年12月1日まで
契約年月日	令和5年11月20日
契約金額	567,599円
契約の相手方	〔名称〕 日本カーソリューションズ株式会社 〔所在地〕 京都市中京区烏丸通押小路の秋野々町535
契約相手方の選定理由	既に納車の手続きが済んでいる車両について、債務負担行為を設定し自動車賃貸借契約を更に2年間賃貸借（再リース）するもの。賃貸借料については、①昨今、同程度車種に伴う賃貸借料よりも安価であり、②最近の一般競争入札結果の賃借料よりも安価であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号適用し、当該契約の相手方を選定した。
担当課・電話番号	契約管財課・077-528-2614
根拠規程	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。